

長野市農業委員会第 35 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 12 月 26 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 34 分 終了時刻 午後 2 時 55 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	5 番 久保田清隆	6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝	8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男	11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂	14 番 山本 忠宏	15 番 祢津 光博
16 番 北澤 万正	17 番 横山 幸季	18 番 高木喜久夫
19 番 曾根 信一	20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章
22 番 宮崎 治夫	23 番 善財 良治	24 番 佐藤 隆
25 番 和田 修		
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 大島 昭彦 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 駒村貴久美 係 長 小林健一郎
職 員 浅川 清和
長野県農業開発公社
参 事 町田 春夫
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 320 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
議案第 321 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 322 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 323 号 農地法第 4 条の規定による許可の取り消しについて
議案第 324 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」の要請について
議案第 325 号 非農地決定について
報告第 105 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 106 号 農地法第 5 条の規定による届出について
報告第 107 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
報告第 108 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 326 号 第 20 期委員会体制における農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第 327 号 長野市農地流動化協力員設置基準の一部改正について
議案第 328 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規程の一部改正について
報告第 109 号 第 20 期委員会体制における農業委員任命者の議会同意について

曾根会長代理　ただ今から第35回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中25名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　長野市農業委員会会長の青木保でございます。雪が降りまして、いよいよ年の瀬が近いなという気持ちでございます。近隣でも雪不足で、この正月をどう乗り切ろうかなと心配されたところもありましたが、この雪で取りあえず安堵するのではないかとというふうに期待をしております。

令和7年最後の総会でございます。令和7年を簡単に振り返ってみたいんですけども、国際的には国際紛争が止まないということ。それからトランプ大統領のような、いわゆる自国第一主義が非常に横行してきているということで、世界の情勢が非常に混とんとしているという中で、国内においては日本の憲政史上初めての女性首相の高市総理が選出されたということ、大きな大きな変化。それから国会においても少数与党の連立のパートナーも変わったりという形で、ある面では不安定な状況にあるというような状況でいます。

私どもがその中で一番注目するのは農政、国内の農政がどうなるのかということ。おかげさまで、こんなこと言ったらいけないけど、米騒動を一つのきっかけにいたしまして、去年から農業に対する国民の注目度は非常に上がってきたんじゃないかな、良きにつけ悪しきにつけ。特に悪しきという面では、やっぱりお米の価格です。消費者米価が5kgで4,500円近くなるということで、どうすればいいんだというような非常に悲痛なお声も出ておりました。今になってみれば、それが高値安定とはいいながらも、来年じゃあどンドン作っていいのかということについては、そうじゃないよというような農水省の言い方でございます。そういった面でまたこの正月も、特にお米作りの方は来年どうするかということの悩みを考えなければいけないのかなと思っています。今日の新聞にも載っていましたが、来年度の農業予算が総額で約2兆3,000億円ということで、去年より若干増額しているようです。これはご案内のとおり、政府のほうで農業構造の転換、集中対策ということをやろうということで、この5年間集中してこれからいろいろな施策を打っていくと。具体的には農地の大規模化、それから共同利用施設の再建・集約、スマート技術の開発、輸出産業の強化等々でございますけれども、この5年間で予算とは別枠で約2.3兆円の財源を確保しながら、こういった事業を集

中的に進めていきたいというようなことを、これはもう既に今年の春の閣議決定で確認されています。その第1弾として、今回去年に比べて、去年は約2兆円ちょっとですから、約3,000億円の増額をされるんじゃないかなということ期待をしております。

一方、私どもの活動では、この春に皆さんにご苦労いただきまして、地域計画をそれぞれ作っていただきまして、市民の方にウェブ上でございますけれどもオープンにさせていただきました。私自身も思っていますけれども、これはまだまだ完璧なものではございませんけれども、これをベースにこれから地域でいろんな議論をしていき、精度を上げていきたいというふうに考えております。

実は、今日の農地のつぶやき2にも書きましたけれども、これに関連して、12月の市議会で農業委員会に対して最近の農政についての意見を求められました。具体的には、大きく分けて4つの質問がございました。一つは、先ほど触れました地域計画の現状と今後の課題についてということです。当然これは農業関係者については非常に注目する項目でございますけれども、これについて私のほうからは、この春、農業政策課の取組に協力する形で市内33地区に地域計画が作成された。中身は十分ではないが、これからがいよいよ本丸だと。地権者と耕作者全てを巻き込んで農地の集約作業を加速するという。地区ごとに10年後を見据えて繰り返し話し合いを重ね、必要な見直しを加えつつ、その実現に向けて取り組んでいく。とりわけ私どもの農業委員、推進委員は、現場では先頭に立って旗振りをしながら、この地域計画の現場での取りまとめをしていくことになりましてということ、議会の中で私のほうから答弁をさせていただきました。

2つ目は、農業の担い手についてですけれども、既存の専業農家だけではマンパワーに限界があり、集約した農地の受け手となる新規就農者の掘り起こしと育成・定着は喫緊の課題である。農業への挑戦を希望している地域おこし協力隊員、それから市外・県外からの移住・定住を考えている方など、これらの方々を確実に地域で育て、兼業であっても就農に結び付ける活動が必須であり、これらの活動に対する行政の強力な支援が必要だ。更に農地の調整や営農指導など、農業委員会といたしましても、関係団体と連携してきめ細かな支援を行っていくことが必要だということをお答えさせていただきました。

3つ目の中山間地農業の再生についてでございます。これにつきまして、中山間地域での農業は、農地の区画が狭く傾斜もあり大型機械の導入が難しいことや有害鳥獣による被害もあって、平地に比べ生産性に劣る面があります。そこで私の経験から、これ

らの課題解決の決め手として、農地の基盤整備事業が不可欠だということ。私も綿内東町で取り組んで10年、その成果は期待以上に出ております。農地の区画が大きくなり、機械化が進み、道路状況も改善し、鳥獣対策も効率的になりました。過去に栽培実績のある農地であれば優良農地として復活し、新規就農者の増加も大いに期待できます。また、夏の高温化の影響により、りんごなど果樹栽培の適地が中山間地域などの標高の高いエリアに移っていくことも予想されます。裏面をご覧ください。そこでこの度国では、対象農地面積をコンパクト化した基盤整備事業への柔軟な財政支援を打ち出してきております。この機会に、本事業を中山間地域でも積極的に活用してほしいと思っています。私の地元でもそうでしたが、実現には相当のエネルギーと地域住民を引っ張っていく力が必要となりますので、農政サイドには、地域に対しその環境を生み出す強い働き掛けをお願いしたいということをおし上げておきました。

4つ目ですけれども、今後長野市農政についてどう考えるかということに対しては、会長職としては2期6年でございましたけれども、この間、荻原市長をはじめ、市職員の方々と市議会議員の方々には、大変なご支援を賜りましたことを感謝申し上げます。本市の農業の将来展望につきましては、前述の内容に加え、農業振興アクションプランに掲げる40項目の着実な推進と、過日市長あてに提出いたしました農地等利用最適化推進施策に関する意見書の確実な実施が必要ではないかと思っております。また、国では新たな食料・農業・農村基本法の具体化に向け、本年4月、同法基本計画を閣議決定し、今後5年間で農業の構造転換を集中的に進める方針を明確にするなど、国内の農業施策は大きく変化されています。本市におきましては、市長のリーダーシップの下、いくつかの芽が出て育ちつつあることを実感しておりますので、今、この国の動きに遅れることなく、10年先を見据えて更なる思い切った施策の推進に期待を寄せております、という形で、私から回答をさせていただきました。これをもって、議会においても、行政、いわゆる執行機関に対するこれからの支援の形に向いていくのではないかと、期待を込めて答弁をしたところです。それが一つです。

それから下には、県の農業会議と農業委員会協議会が合同で、12月10日に阿部知事、依田県議会議長、中川副議長さんを訪問し、皆さんにご協力いただきました第10回長野県農業委員会大会で決議された農地利用の最適化の推進に関する内容を直接ご説明して実現の要請をしたということでございます。阿部知事からは、要請内容については理解できたと、特に知事は26年度当

初予算組作業を今進めているけれども、農政改善については重点的に予算的にも配慮していきたいというお言葉をいただきました。

最後に、令和元年の台風 19 号の皆さん方もまだまだ記憶に新しいと思いますけれども、このいわゆる被害についての復旧・復興事業という形で、長野市は長野市災害復興計画検討委員会というのを設置されました。そこで被害の大きかったところの住民自治協議会の会長さんとか消防関係だとか、それから社会福祉協議会とかそれぞれの分野を代表しての委員による検討委員会で、いわゆる地域でそれぞれの層で困っていることがあれば、この場に出していただいて、この場で具体的な内容のフォローをする、その結果どうかということについて検証していく場でした。令和 7 年の最初で最後である 12 月 19 日に、第 13 回の会議をもって、長野市としての台風 19 号被害に対する復旧事業については、一応これで終わりという形になりました。あとは当然、まだまだ事業としては進めますので、これについては通常の行政の中でフォローアップしていきましようということでございます。一応私も災害が起きてからすぐ検討委員会の一メンバーとして、農業分野を代表いたしましていろいろ意見をしたんですけれども、おかげさまで農業分野については、いわゆる特に道路、耕作道で被ったりんご畑だとか、いわゆる農地の復旧に相当お願いをしたり、またそれに対して行政も積極的に国、県、市含めてですけれども、一生懸命やっただきまして、一応今のところおおむね終わったというふうに見ております。ただこの災害で離農された方も結構おられたので、元に戻ったというふうに思っていないけれども、可能な限りこれからもマッチングをしながら、優良な農地は有効活用していくという活動を継続していかなければいけないなと思っています。ちょっと色々と挨拶の中で申し上げましたけれども、1 カ月間の報告と挨拶とさせていただきます。今日もよろしく申し上げます。

曾根会長代理 ありがとうございました。続きまして、大島局長より挨拶をお願いいたします。

大島事務局長 お疲れさまです。足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。また、農業委員会の活動 1 年間お疲れさまでした。今年の漢字は熊ということで、熊の被害等多かったところですが、皆さま方のパトロール等の活動では、被害もなくできたことは良かったかなと思っています。来年度の熊の対応といいますか対策について、事務局でもまた予算措置等を図ってまいりますのでよろしく申し上げます。

それと本日は、来年度の 4 月からですが、事業に向けた活動の

基準の一部改正等を議案に入れておりますのでよろしくお願い致します。私からは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますようご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦いただきたいと思っております。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号24番 佐藤隆委員、議席番号25番 和田修委員それぞれをお願いいたします。よろしくお願い致します。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件につきまして、当事者又は関係者となっている方がございましたらお申し出ください。委員の皆さま方で関係者となっている方はおられますか。

【該当なし】

議長 いないと判断をいたしました。次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願い致します。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、議案の訂正につきましては、本冊農地法議案に1カ所あります。別紙第35回総会農地法等議案訂正票（総会用）をご覧ください。訂正内容は、本冊の9ページになります。本冊9ページ、農地法第5条の4番の議案を削除するものです。こちらは受人の都合により申請が取り下げられたためです。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議長 それでは続きまして、議案第320号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐 議案第320号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて、ご説明申し上げます。本冊1ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。本件は、令和7年6月30日開催の第29回総会において、農地法第3条の規定による許可申請で所有権

移転として許可と決定した案件です。取消しの理由につきましては、枠の一番右の理由に記載のとおり、家庭の事情により譲受人による営農が困難になったためです。今回、所有権移転登記を行う前ということもあり、取消願があったものです。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明に対しまして、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、質疑の時間を打ち切り、採決に入ります。議案第 320 号について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 320 号は、許可を取り消すことに決定いたしました。

続きまして、議案第 321 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 321 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 3 ページをご覧ください。番号 1 番から 8 ページの 18 番までの 18 件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が 15 件、賃借権案件が 3 件となります。農家創設の案件は 4 ページの 7 番の 1 件です。10 アール未満の案件は 1 番、3 番の 2 件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます

議 長 ただ今、事務局より説明いただきました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1 番から 3 番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番につきましては、所有権移転、無償による贈与と記載がありますが、本件につきましては、それぞれ渡人の親の代に既に売買済みということでありまして、仮登記されて今日まで来ていたわけですが、ここで改めて許可申請を行って正式に所有権移転をしたいというものであります。10 アール未満の

案件でありまして、きゅうり、じゃがいも、長ねぎほかを耕作したいということでもあります。

2番につきましては、受人の所有地が国道用地の買収で、面積が少なくなったということで、渡人と受人と国がそれぞれ当事者となる3者契約を行って、渡人から受人への所有権移転をしたいというものであります。りんごをこれから植えて栽培していきたいというものであります。

それから3番につきましては、所有権移転、有償案件でありまして、10アール未満の案件であります。この農地につきましては、受人が今後取得する居住予定地に隣接した農地を同時に取得して耕作していきたいというものであります。大根、きゅうり、なす等を植えたいということでもあります。以上3件、農地法の許可要件を満たしているという判断で、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きます。西部地区調査会長から、4番から7番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。4番につきましては、無償の所有権移転事案であります。受人は、受人所有農地に近い申請地を親の代から借りて、水稻栽培を行っており、渡人は高齢で離農を計画し、無償で申請地を手放してもよいということから取得し、引き続き水稻の栽培を行うものであります。許可要件に適合している事案と判断しました。

5番につきましては、有償の所有権移転事案であります。受人は、受人所有地の近くでまとまった申請地を取得し、水稻栽培を行うもので、水稻栽培に必要な機械も整っており、許可要件に適合していると判断した事案であります。

6番につきましては、義理の姉妹間での無償の所有権移転事案であります。農業ができなくなった渡人から、義理の妹である受人が、自宅から近い申請地で家庭菜園を通して引き続き耕作を行うもので、これにつきましても、許可要件に適合している事案であります。

7番につきましては、農家創設事案でありまして、調査会で本人から計画等を聞きました。本件につきましては、受人は11月の総会で有償の10アール未満の所有権移転事案として、ご審議をいただいた方ですが、今回、新たに152㎡ということで、これを入れると10アールを超えるということで、今回農家創設に至った事案です。受人は、現在、住所が千葉県ということでありまして、七二会は、亡き夫の実家で、毎年4月から12月まで、七二会に住んで畑仕事を行っています。申請地は、受人自宅近くの畑で申請地を取得して野菜作りを行うもので、畑を耕す

時、収穫等につきましては、子どもたちが手伝って行うということで、日頃の管理は本人が行うということです。いずれも許可要件に適合している事案と判断しました。以上です。

議 長 続きます、中部地区調査会長から、8番から12番お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。まず、8番でありますけれども、先ほど議案320号で取消しの決定いただきました案件なんです。それに伴いまして、この農地の隣で耕作をしている受人が、引き継ぎを快く了解していただいて、引き続き耕作を続けるということであります。調査会で審議した結果は問題ないということで、許可相当と判断しました。

それから9番から11番ですが、貸人が全て同じであります。相対契約からの移行案件であります。それぞれの申請地、3件ありますけれども、それは現在しっかりと耕作されているものでありますので、調査会では問題ないと判断をいたしました。

それから12番ですが、譲渡人は長年県外に住んでおまして、現在、既に譲受人が以前から耕作をしているという申請地でありまして、今回は正式に所有権移転するということでもあります。そのため調査会では問題ないと判断をし、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 続きます、南部地区調査会長から、13番から15番お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。南部地区では、13番から15番ということで、審議をいたしました。13番につきましては、有償による所有権移転するものです。渡人は2名おられまして、いずれも高齢等の理由により、以前から近隣で耕作をしている受人へ、お貸ししていたということでございます。受人は、まだ若いんですけれども、中間管理事業での貸し借りを含め、大規模に耕作されている非常に熱心な方でございます。この度、相互の利害が一致いたしまして、借りていた農地を所有権移転するものです。作付作物は水稲と柿とのことでございます。

14番につきましては、有償による所有権移転するものです。渡人は、七二会にお住まいの方で、高齢により通いながらの耕作が困難という状況でした。この度、渡人と受人と共通の農業仲間の仲介によりまして、所有権移転するということでございます。現地は、既に桃が植えられており、受人が引き続き桃を栽培することになります。

続きます、15番につきましては、塩崎遊水地整備事業の代替地を取得するもので、有償による所有権移転になります。受人は、自身の農地が遊水地の事業に該当したため、国が買い取り、渡人

3人分の農地を代替地として契約いたしました。受人は86歳ですが、ご自身と息子さんも農業に従事しており、こちらの代替地について、大根、長ねぎ、玉ねぎなどの野菜を栽培するとのことでもあります。いずれも許可要件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から、16番から18番お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。3件とも、所有権移転の案件です。16番ですが、当該地は譲受人が所有する農地に隣接した農地で、譲渡人は以前から耕作もなく荒れていた状態ということで、譲受人に以前から譲渡について打診をしていたもので、今回、所有権移転するものです。若干、山がちの傾斜地という中で、山菜を中心に耕作を進めたいということです。

17番につきましては、経緯は分からないのですが、数十年前から今回の農地を自身の農地と認識していた中で管理が行われていた農地で、今回、それが他人の所有農地であることが判明した中で、所有権移転の手続きを行ったというものです。譲渡人も耕作の予定はないというようなことで、無償での所有権移転となっています。

18番につきましては、譲受人は住所地が三輪なんですけれども、松代の寺尾に住居を借り受けて、そこを拠点に耕作を進めています。譲渡人も、坂城の方なんですけれども、委員によるサポートの対象者で、長芋を中心に真剣に農業に取り組んでいると、通勤しながらの耕作ということです。その中で、今回の農地につきましては、ちょっと手が回らず荒れていた状態だったという中で、譲受人のほうで所有権移転ということで話がまとまったものです。譲受人につきましては、更に拡大を検討しているというような状況です。ということで、いずれも将来的に耕作管理が見込めるということで、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。私のほうからいいですかね。まず、ナンバー14、南部地区です。●●さんという方が、ご高齢で桃作り駄目なんですか、これから。というのは、これ見ると全部で●●だよ。結構、規模大きいんだけど、これから縮小していくという、そういった意味でしょうか。もし、背景が分かれば教えてください。はい、事務局から。

笠井主幹 ●●さんですが、年齢が89歳と高齢で管理が大分できなくなってきたので、植わっている桃を、そのまま譲り渡した

いという話を伺っております。

議 長 あと●●の桃も、これからどんどん出るとのこと。
笠井主幹 果樹かどうかは分かりませんが、全て畑。あと、田んぼも若干
兼事務局長補佐 持ってます。

議 長 七二会に住んで、作っているのは篠ノ井。

笠井主幹 篠ノ井にも畑があって、田んぼは七二会です。あと、布施五明
兼事務局長補佐 に畑があります。

議 長 布施五明にね。じゃあ大体は篠ノ井のほうに通って来ている
と。

松橋事務局長補佐 あとは七二会に。

議 長 そうですか。いずれにしても高齢だし、今後やっぱり要注目です
ね。ちゃんとサポートしていかないといけないですね。同じく、
18番、●●さんも年齢的にはどうなんですか。この方も●●やっ
てるけど。あえてぶどうを他の方に売るということは、縮小なん
でしょうか。

近藤地区調査会長 サポート対象ということで、担当の委員からは長芋を中心に取り
組みながら、真剣に耕作を進めているということで、今回、手
放すに至った理由については、長芋中心の作業の中で、この農地
については手が回らない状態になっていたのです。

議 長 特に今、果樹については、できればという理解でよろしいです
か。手が回らないから、この方に譲り渡したと。

近藤地区調査会長 はい。

議 長 ぶどうをいっぱい作っているわけじゃないですね。ちなみに何
歳ですか。

近藤地区調査会長 ●●さんは51歳。

議 長 51歳、働き盛りですね。分かりました。他委員の皆さん方、よ
ろしいですか。

それでは、意見が出尽くしたようですので、採決に入ります。
議案第321号について、許可することに、賛成の方の挙手を求め
ます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第321号は、原
案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第322号を議題といたします。事務局から説
明をお願いします。

笠井主幹 議案第322号農地法第5条の規定による許可申請について、
兼事務局長補佐 ご説明申し上げます。本冊の9ページをご覧ください。番号1番
から次ページの6番までの5件でございます。9ページをご覧ください。
1番は、駐車場を設置する転用案件です。2番も駐車場
を設置する転用案件で、備考欄に農振除外日と記載がありますと

おり、令和7年10月24日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。3番は、墓地と駐車場を設置する転用案件です。

10ページをご覧ください。5番は、駐車場を設置する転用案件です。6番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。

また、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に達しておりました農地法第4条の4件は、全て許可済みとなっております。また、農地法第5条の10件のうち8件は許可済みで、1件はまだ許可証が届いておりませんが、特段の指摘がないことから近々許可の見込みです。残りの1件につきましては、後ほど議題としてご説明申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局の説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から5番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。1番につきまして、本件農地は、水路と水路に挟まれた細長い形状の土地の一部でありまして、細長いがゆえに耕作ができずに耕作放棄地となっていましたけれども、今回、自宅の近くのこの土地を購入して、駐車場を設置したいというものであります。

2番、3番は関連がありまして、譲受人が同一の宗教法人の案件であります。2番は無償での所有権移転、贈与でございます。それから3番は有償であります。2番につきましては、この墓地霊園が●●の東側方向にある墓地を経営しておりますが、墓地を拡張したいということで、墓地に隣接した道路側の土地、駐車場を設置したいということで、農振除外が10月に行われております。

それから3番につきましては、農地につきましては、この2筆だけですが、墓地に隣接した周辺の原野とともに一括取得をしまして、墓地、それから駐車場を設置したいというものであります。

4番は取下げということで、5番につきましては、賃貸借案件であります。受人、株式会社●●が経営するうどん屋さんが、●●東側の県道拡幅事業の南方向にありまして、順次、用地買収が進んでおりますが、今回、受人経営のうどん屋の駐車場が道路用地として用地買収になったということで、駐車場がなくなってしまうことから、近隣のこの農地を賃貸借によって取得して、駐車

- 議 長 場を設置したいというものであります。以上4件、要件に照らし適合していると認め、許可相当と判断いたしました。以上です。
- 和田地区調査会長 続きまして、西部地区調査会長から、6番についてお願いします。
- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。有償の所有権移転事案であります。受人は、住宅敷地の拡張のため、申請地を購入するものであります。許可要件を満たしており、周辺農地への影響もないことから、地区調査会では許可することとしました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、意見がないようでございますので、質問の時間を打ち切ります。採決に入ります。議案第322号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第322号につきましては、許可相当と決定いたしました。
- 続きまして、議案第323号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第323号農地法第4条の規定による許可の取り消しについて、ご説明申し上げます。本冊の11ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。最初に、取消しの流れについてご説明いたします。県が転用の許可決定をした案件を取り消す場合は、県は農業委員会の意見を聞かなければなりません。今回、許可申請の取下願が提出されましたので、ご審議いただくこととなりました。議案の説明をいたします。本件は、令和3年7月30日開催の第18回総会において、農地法第4条の規定による許可申請で許可相当と決定し、県へ報告後、県において令和3年8月10日付けで許可決定された案件です。取消しの内容、理由につきましては、枠の一番右に記載のとおり、ロシア・ウクライナ戦争により建設関係の工事費用が急増し、当該事業、貸駐車場を行うことが困難になったため、許可申請の取下願の提出があったものです。補足説明になりますが、現地は事業着手はされておらず、農地のままであり耕作はされておりましたが、草刈り等の管理はされており、農地復旧は容易な状況になっております。また、申請者は、本業である電気店を廃業し、今は農作業に従事できる時間も増え、農地として使いたいと思うようになってきているそうです。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明に対しまして、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。取消しです。農地保全はされているということですね。復旧自体は容易だということです。頑張ってもらいましょう。意見ございますか。特にないですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑の時間を打ち切ります。採決に入ります。議案第 323 号について、許可を取り消すことに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 323 号は、許可を取り消すことは相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 324 号を議題といたします。長野県農業開発公社長野事業所より、議案の説明をお願いいたします。

農業開発公社 長野県農業開発公社の町田でございます。よろしくお願いいた
町 田 します。

議案第 324 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」の要請について、ご説明申し上げます。13 ページをご覧くださいと思います。本件は、長野県農業公社が行います農地売買事業等による所有権移転の案件でございます。県公社が行う売買事業につきましては、前回もちょっと説明させていただきましたけれども、譲渡人から県公社、また県公社から譲受人への所有権移転登記が 2 回発生をしてしまいますので、その手続きを速やかに進めるため、県公社の買入れと売り渡しを本日 1 回の審議をしていただき、また要請を行っていただくことで、事務手続きの短縮を図っております。本日、委員の皆さまにご確認をいただく内容につきましては、農地法第 3 条の許可要件と同じ内容でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明をさせていただきます。番号 1 番から 2 番の 2 件でございます。1 番は北郷に所在する 1 筆でございます。面積は●●㎡です。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さん 33 歳がりんごを栽培する予定でございます。また 2 番目につきましては、川中島町今里に所在する、これも 1 筆でございます。面積は●●㎡です。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さん 87 歳が水稻を栽培する予定でございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。ただ今、長野県農業開発公社の町田

さんより説明いただきましたけれども、各調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番につきましては、事務局説明のとおりですが、あえて補足説明をしますと、受人は●●の技術員でありまして、本件土地にりんごを植栽して栽培したいというところで、問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、2番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の案件ですけれども、この当該農地の周りを譲受人の農地が囲んでおりまして、また既にこの農地を耕作しておるということでもあります。ただ、先ほどの説明がありましたように、譲受人の年齢が87歳という高齢でありますけれども、後継者がいることを現地で確認をしておりますので、ご提案のとおりでは問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 ただ今、農業開発公社及び地区調査会長の説明がございました。それに対するご質問がございましたらお願いします。町田さん、いいですかね。1番の、りんごですよ。更地にこれからりんごを植えるという理解でよろしいですか。

農業開発公社 町田 今まで、本年度中まで中間管理事業で借受けを行っておりますので、この11月30日で終了になりますので、既にりんごは一部、植栽は済んでおります。

議 長 植栽は済んでいる。ということは、今度は新しい●●さんが新たに。

農業開発公社 町田 ●●さんが借りておりましたので、引き続き今度は売買で。

議 長 継続なんですね。継続して●●さんがされるということですね。

農業開発公社 町田 おっしゃるとおりです。

議 長 分かりました。それでは、委員のほうから、他にご質問はございますか。いいですかね。質問がないようでございますので質問を打ち切り、採決に入ります。議案第325号を原案どおり要請することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第324号は、原案どおり要請することに決定いたしました。よろしく申し上げます。

農業開発公社 町田 ありがとうございます。

議 長 続きまして、議案第 325 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

笠井主幹 議案第 325 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本
兼事務局長補佐 冊の 15 ページをご覧ください。番号 1 番から 19 ページの 134 番
までの 134 件でございます。19 ページの 1 番下をご覧ください。
面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林
が 27 筆、面積が 11,371 m²、原野が 107 筆、面積が 26,799.32 m²、
合計で 134 筆、38,170.32 m²でございます。説明は以上でございます。
ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。
当案件につきまして、ご意見のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑がありませんので時間を打ち切り、採決に入ります。
議案第 325 号について、原案のとおり決定することに、賛
成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 325 号は、
原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 105 号、106 号、107 号、そして 108 号に
ついて、事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 報告第 105 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告
兼事務局長補佐 申し上げます。本冊 21 ページをご覧ください。番号 46 番から
23 ページの 53 番までの 8 件です。内容につきましては、記載の
とおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決に
より受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 106 号 農地法第 5 条の規定による届出に
ついて、ご報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 104
番から 28 ページの 112 番までの 9 件です。内容につきましては、
記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長
専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 107 号 農地法第 4 条の規定による農業用
施設（2アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。29
ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。内容
につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題
はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し
上げます。

続きまして、報告第 108 号 農地法第 5 条の規定による許可申
請の取り下げについて、ご報告申し上げます。31 ページをご覧
ください。番号 1 番と 2 番の 2 件です。先ほど、議案 323 号でご審
議いただきました取消しの案件は、県で許可決定した案件でした

が、本件は県の許可決定前の案件のため、この取下げ自体が法的な許可、不許可の条件になるわけではございませんが、事務処理上求められております。内容につきましては、記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。報告案件は以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 105 号から 108 号について説明がありました。ご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 　それでは、全員ご了解いただいたということで、報告事項でございますので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、その他農業委員会業務に係る事項について、審議いたします。議案第 326 号 第 20 期農業委員会体制における農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。これは、令和 8 年 3 月 2 日から任期の始まる第 20 期委員会体制における農地利用最適化推進委員の農業委員会からの委嘱について、議事と説明がございます。議案の審議に当たり、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会で検討いたしました事項を報告します。なお、検討委員会の委員長は、私であることから、議案第 326 号における審議については、議長を曾根会長代理に変更させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 　それでは、議案第 326 号に関わる議事について、これより私が議長となって進行をいたします。

それでは、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会から、検討結果を報告いただきます。

青 木 会 長 　それでは私から、第 20 期委員会体制における農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして、説明させていただきます。来る令和 8 年 3 月 2 日から任期が始まります第 20 期長野市農地利用最適化推進委員の候補者につきましては、10 月 10 日、11 月 20 日、12 月 26 日の計 3 回にわたり、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会において検討した結果、適任者を資料 1-3 のとおりいたしましたので、報告をいたします。資料 1-3 をご覧ください。長野第 2 区域の 6 人のお名前を申し上げます。山岸裕和さん、長野市大字大豆島●●。若槻栄三さん、長野市上野 1 丁目●●。金井良雄さん、長野市大字村山●●。石坂彰信さん、長野市北郷●●。渡邊美佐さん、長野市大字津野●●。西島祥晃さん、長野市大字大町●●。

豊野区域の 2 名は、中村政良さん、長野市豊野町蟹沢●●。内山英彦さん、長野市豊野町南郷●●。

長野第1区域の6名は、久保田清隆さん、長野市中条御山里●●。瀧澤優さん、長野市伊勢宮1丁目●●。傳田治男さん、長野市大字上ヶ屋●●。鈴木啓佐利さん、長野市大字入山●●。樋口睦男さん、長野市大字高田●●。横山幸季さん、長野市上松4丁目●●。

戸隠・鬼無里の4名は、小池知永さん、長野市戸隠祖山●●。野池忠雄さん、長野市戸隠豊岡●●。塚田英雄さん、長野市戸隠栃原●●。山口保さん、長野市鬼無里●●。

川中島区域の2名は、山崎吉榮さん、長野市川中島町今里●●。北原成人さん、長野市川中島町御厨●●。

更北地区の2名は、小山富男さん、長野市青島町綱島●●。塚田行芳さん、長野市稲里町下氷鉋●●。

篠ノ井区域の6名は、宮尾修次さん、長野市篠ノ井横田●●。山本正泰さん、長野市篠ノ井二ツ柳●●。佐藤隆さん、長野市篠ノ井有旅●●。岡澤英美さん、長野市篠ノ井岡田●●。島田栄一さん、長野市篠ノ井東福寺●●。倉石良一さん、長野市篠ノ井塩崎●●。

信更・大岡区域の4名は、竹内賢二さん、長野市信更町赤田●●。丸山光久さん、長野市信更町安庭●●。柴田優伸さん、長野市信更町上尾●●。鈴木明子さん、長野市大岡乙●●。

信州新町区域の2名は、青木孝美さん、長野市新州新町竹房●●。越山富朗さん、長野市新州新町信級●●。

松代区域の4名は、半田将章さん、長野市松代町豊栄●●。富澤繁男さん、長野市松代町西条●●。池田茂実さん、長野市松代町岩野●●。荒川善男さん、長野市松代町西寺尾●●。

若穂地区の4名は、武田幸雄さん、長野市若穂保科●●。上平修一さん、長野市若穂川田●●。小坂富吉さん、長野市若穂綿内●●。そして町田正司さん、長野市若穂綿内●●。以上の42名の方々につきましては、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会設置要項第5条の規定により、総会の議決を行うものであります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 　ただ今、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会の青木委員長から、検討結果の報告がありました。ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

【質疑なし】

議 長 　ではないようですので、これより採決に入ります。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することはできないと規定されています。本日の議事案件につきまして、渡邊美佐委員、久保田清隆委員、鈴木啓佐利委員、

横山幸季委員、小池知永委員、佐藤隆委員がこの条項の対象となりますので、一時退室をお願いいたします。

【6 委員退室】

議 長 議案第 326 号 第 20 期委員会体制における農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 326 号は、原案のとおり決定いたしました。議事が終了いたしましたので、渡邊委員、久保田委員、鈴木委員、横山委員、小池委員、佐藤委員に入室していただきます。

【6 委員入室】

議 長 私の議長の役はここで終了し、以降の議事の議長を青木会長に変わります。

議 長 審議を継続いたします。議案第 327 号 長野市農地流動化協力員設置基準の一部改正についてを議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。よろしく申し上げます。総会資料 2 になります。長野市農地流動化協力員設置基準の一部改正につきましては、先の地区調査会でご説明を申し上げまして、委員の皆さま方からは、特段のご意見ございませんでしたので、改めてご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より議案の説明をいただきました。この内容につきまして、委員の中からご発言ございますか。特にないですかね。調査会でご審議いただいたようでございます。

【質疑なし】

議 長 それでは、特段ご意見ございませんので、質問の時間を打ち切りまして、採決に入ります。議案第 327 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 327 号 長野市農地流動化協力員設置基準の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 328 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規程の一部改正についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

松橋事務局長補佐 資料 3 をご覧ください。長野市農業委員会農地パトロール実施規程の一部改正につきまして、こちらも先の地区調査会でご説明いたしましたところ、特段ご意見等ございませんでしたので、この場でご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。この説明に対し、何か発言のある方がおられましたら挙手をお願いいたします。いかがですか。この案件につきましても、地区調査会でご審議いただいたと思います。

【質疑なし】

議 長 　特に質問ありませんので、質疑時間を打ち切ります。採決に入ります。議案第 328 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 328 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規程の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、報告第 109 号 第 20 期委員会体制における農業委員任命者の議会同意について、事務局より説明をお願いします。

西村事務局長補佐 　事務局の西村でございます。報告第 109 号 第 20 期委員会体制における農業委員任命者の議会の同意について、資料 4 をご覧ください。12 月 15 日に開催されました 12 月市議会定例会における議案の写しでございます。議案第 158 号は、市議会定例会での議案番号でございます。第 20 期農業委員につきましては、応募のありました 25 名を長野市農業委員会委員選考委員会において検討し、12 月市議会定例会におきまして、裏面の任命予定者 25 名を農業委員会委員として任命することに、同意を得たものでございます。また、議会の同意を得た旨を、応募者及び推薦者に通知をしてございます。なお、農業委員の氏名のホームページへの掲載につきましては、令和 8 年 3 月 2 日開催の農業委員会総会において行う任命式終了後に予定してございます。また、先ほどの推進委員のホームページの掲載も同時期を予定しております。説明は以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 109 号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いします。

阿 部 委 員 　ちょっと教えていただきたい。一覧表の中の真ん中から少し下で、●●さんの●●について、初めて見るんだけど。こんな番地あるの。

西村事務局長補佐 　はい。そういう記載になっています。

阿 部 委 員 　初めて見た。

議 長 　他に質問がございませうか。それでは、質問は出尽くしたようでございますので、質問については打ち切ります。報告案件でございますので、了解をいただきますようお願い申し上げます。なお、令和 8 年 3 月 2 日から第 20 期委員会開催が始まりますので、ご承知おきをお願いいたします。

以上で、予定をいたしました議事は全て終了をいたしました。これで議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長ありがとうございました。以上で、本日の議事は終了となりました。次に、8のその他に移ります。本日の議事全体を通しまして、皆さまからご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ、事務局より事務連絡をお願いいたします。

西村事務局長補佐 私から、今後の日程等について連絡を申し上げます。次回、第36回の総会につきましては、令和8年1月30日金曜日の午後1時30分から会議室203で行います。

続きまして、次第の裏面をご覧ください。令和8年1月開催の地区調査会及び農家相談会の日程を記載しましたのでよろしくお願いいたします。3番ですが、今後の会議日程等につきましては、令和8年2月の会議等の予定を追加してございますので、委員の皆さまよろしく申し上げます。連絡事項は、以上でございます。

曾根会長代理 以上で、第35回の総会を終了といたします。皆さまご苦勞さまでした。